

問い合わせ先

総務部情報通信課		
課長補佐	天辰	弘二
	昼間	03-3591-6361 (内線 2902)
	夜間	03-3591-9700
警備救難部管理課		
専門官	稲田	健二
	昼間	03-3591-6361 (内線 5105)
	夜間	03-3580-0503



海上保安庁

平成 21 年 6 月 23 日

管区海上保安本部通信所における 狭帯域直接印刷電信の運用停止について

海上保安庁では、平成 4 年以降、海上における遭難及び安全の世界的制度（GMDSS）に対応した各種の無線通信を運用していますが、このうち、各管区海上保安本部通信所（以下「本部通信所」という。）が運用する狭帯域直接印刷電信（以下「NBDP」という。）については、一般船舶との間における遭難安全通信、港務通信、船位通信等としての使用実績がない状況にあることなどから、本年 6 月 30 日をもって本部通信所における NBDP の運用を停止することとしました。

これに伴い、中波帯 NBDP については、海上保安庁の全ての通信所において取扱いが廃止となることから、下記の告示中、中波帯 NBDP を用いた連絡方法に係る規定を削除する改正を行っています（6 月 10 日付官報掲載済み）。

なお、短波帯 NBDP については、本庁通信所において引き続き運用します。

記

- 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和 44 年海上保安庁告示第 205 号）
- 巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和 48 年海上保安庁告示第 109 号）
- 船位通報制度に関する告示（昭和 60 年海上保安庁告示第 145 号）
- デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について（平成 5 年海上保安庁告示第 114 号）

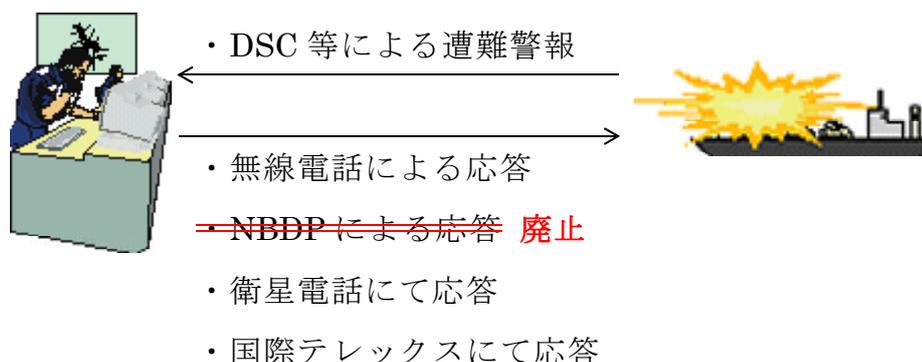
狭帯域直接印刷電信（NBDP）について

NBDPとは

NBDP（狭帯域直接印刷電信）とは、Narrow Band Direct Printing の略で、中波帯又は短波帯の送受信機に接続された端末を介して、キーボード操作による双方向のテレタイプ通信を行うための装置です。

NBDPの使用実績

NBDP は、DSC^{注1}等により受信した遭難警報に引き続く通信手段として使用されるものですが、各管区海上保安本部通信所においては、GMDSS^{注2}を導入した平成4年以降、NBDP が遭難安全通信に使用された実績がありません。



また、海上保安庁では、港務通信、船位通信等を行う場合の通信手段の1つとしても NBDP を運用していますが、各管区海上保安本部通信所が取り扱う中波帯 NBDP の取扱い件数については、通信手段の多様化により年々減少し、平成19年及び20年には使用された実績がない状況となっています。

注1： DSC（デジタル選択呼出装置）

ボタン操作により遭難警報等の発信が行える設備

注2： GMDSS（海上における遭難及び安全の世界的制度）

デジタル通信技術や衛星通信技術を利用することにより、船舶が世界中のどの海域を航行していても遭難安全通信を迅速かつ的確に行うことができる通信システム。